

宮内庁長官 西 村 泰 彦 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

平成 13 年人事院指令 9—16（研究職俸給表の適用について）の
一部改正について

- 1 平成 13 年人事院指令 9—16（研究職俸給表の適用について）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）第 11 条の規定に基づき、次に掲げる機関及び部を指定する。 一 宮内庁書陵部 二・三 （略） 2・3 （略）	1 人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）第 11 条の規定に基づき、次に掲げる機関及び部課を指定する。 一 宮内庁の長官官房用度課及び書陵部 二・三 （略） 2・3 （略）

- 2 この指令は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。